

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国経済は、戦後3番目の長さとなる緩やかな回復基調が続いている。

しかしながら、その伸びは緩やかなものにとどまっており、個人消費も、所得・雇用環境の改善度合いに比べ、やや力強さに欠けている。

中小企業においては、設備投資や売上高の伸び悩みといった課題も存在する。また、取引環境についても大企業と中小企業とでは依然として差がある。

したがって、区民や中小規模事業者を取り巻く環境は、いまだ厳しいものであり、実感のある景気回復には至っていない。

こうした状況を踏まえ、東京都は、都民の定住確保、中小企業の支援及び過重な負担の緩和等を目的として、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税負担水準の上限引下げ措置」を実施しているところである。

これらの軽減措置が廃止となれば、区民の生活や区内中小企業事業者の経営は更に厳しいものとなり、ひいては地域経済の活性化や回復基調にある景気に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は、東京都に対し、下記事項について平成30年度以降も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
 - 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
 - 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年10月25日

江東区議会議長 榎 本 雄 一

東京都知事 あて